



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

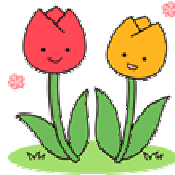
発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結い]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

差別禁止と社会参加の障害者権利条約の完全実施で、だれもが安心・共生の社会を実現。

障害者権利条約が 私たちに問うものは



◆健常者に当たり前の権利を保障せよ！

日本では、これまで差別を禁止する法律はありませんでした。ヘイト・スピーチなどの差別排外主義が以前にも増して強まっているなかで、昨年6月の通常国会で「障害者差別解消法」が成立（2016年4月施行）し、12月の臨時国会で国連「障害者の権利に関する条約」（以下、権利条約という）の批准が承認されました。しかし、この背景に、障がい当事者団体などの地道な取り組みがあったことはあまり報じられてはいません。

国連における条約交渉過程から深く関与してきたDPI（障害者インターナショナル）日本会議は、国会承認にあたって声明を出しましたが、その一部を紹介します。

「権利条約は2001年の国連総会でその検討が決まり、その後8回の障害者権利条約特別委員会（以下、特別委員会）等を経て、2006年12月13日に国連総会で満場一致で採択された。DPI日本会議は他の障害者団体と協力し、……特別委員会等で活発なロビー活動を行ってきた。そこでのスローガンは“Nothing about us without us!”（「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」）であり、障害当事者の参画がこの条約の土台を作り上げたといえる。

日本政府は2007年9月28日に権利条約に署名し、2009年3月には批准にむけて動いた。しかし私たち障害者団体は当初から、まず基本的な法制度の条件整備を行ったうえでの批准を求め

ており、拙速な批准には反対していた。さまざまな働きかけを行い、関係者の尽力で法制度の整備抜きに批准を食い止めることができた。その後、障害当事者の実質的な参画の下で、権利条約批准のための障害者制度改革が始まり、障害者基本法の改正、障害者総合支援法と障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、課題を残しながらも一定の成果を上げてきた。そしてこのたびの批准の動きにつながったことの意義は大変大きい」として、批准までの「第一ステージ」から、権利条約の完全実施の「第二ステージ」へ、「権利条約の目的である障害のある人とない人が差別なく、分け隔てられることなく地域で安心して生活できるインクルーシブ（包摂的）な社会の実現は、これからが正念場である」と述べています。

権利条約の条文を追っていくと、「他の者との平等を基礎として」という文言が目立ちます。たとえば、「第27条 労働及び雇用」では、「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」。つまり、この条約は障がい者に決して特別な権利を与えるものではなくて、健常者に当たり前に保障されている権利を、障がい者にも平等に保障することを求めている差別禁止条約といえます。

だから、たとえば、障害を理由に雇用しないというような「障害に基づく差別」を禁止しています。同時に、「合理的配慮」を行うことで、障がい者が働くことが出来る環境をつくること（車いすで移動できるように段差をなくすとか、コミュニケーションで手話を使う）を義務付けています。その具体的なルールを定めるのが「障害者差別解消法」です（下記参照）。

◆権利条約の実現は私たち自身の問題

ところで、この条約は障がい者だけの問題でしょうか。障がい者の訴訟にかかわってきた青木志帆弁護士は次のように指摘しています。

「日本が批准したことはもちろん、その内容も一般にはあまり知られていない。この条約を知り、遵守してもらわなければならないのは非障害者なので、この状態は非常にまずい。

さらに、この条約の対象となる「障害者」の範囲は、障害者問題に関わったことのない人一般が想定する範囲よりもはるかに広い。たとえば、「がんサバイバー（がんの急性期から復帰して寛解状態を維持している人）」や認知症患者にも及ぶ可能性を秘めている。いずれなんらかの慢性的な健康不安が発生したときでも自分らしく生きていきたいと考えるすべての人に、ちょっと関心を持っていただきたい条約である。」

国連障害者の権利条約事務局の報告では、「①世

界人口の約15%にあたる10億人が障害を持って暮らしている。②世界保健機関によると、この数字は、人口増加、医学の進歩、および高齢化に従って増加する。③平均余命70歳以上の国の国民は、平均で約8年間、すなわち人生の11.5%を障害とともに過ごすことになる」とあります。

日本はすでに超高齢社会を迎えており、病気やけがで障がいとともに過ごしている高齢者は増加しています。そして、特養ホームなどの施設志向が強く、「障がいがあるから施設で暮らすのが当たり前」といった誤った社会的障壁がいまも根深く存在しています。認知症患者などに対しても同様の対応が行われているのが現実です。

どうすれば、権利条約の趣旨を実現することが出来るのかを、立場の違いを越えてともに考えていくことが私たちに問われています。障がいのある人にとって安心して暮らしやすい社会は、障害のない人あるいは高齢者にとっても、とてもやさしい社会であることはまちがいありません。

◇障害者差別解消法とは（内閣府資料より一部抜粋）

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とします。

【概要】

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
 - ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
 - ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること。
- また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

●障害を理由とする差別とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明（知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができます）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※社会的障壁とは……障害がある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）②制度（利用しにくい制度等）③慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化等）④観念（障害がある方への偏見等）

※合理的配慮の具体例……典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じてコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること。

★本法のポイント「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

国の行政機関・地方公共団体等は合理低配慮の提供は法的義務ですが、民間事業者においては努力義務となっています（これは、施設のバリアフリー化など費用が伴うため、民間事業者からは、合理的配慮の範囲やコスト面での戸惑いの声が出ているといえます）。